

「つかったのこせる終身保険」を販売開始！

つかえる楽しみ・のこせる安心

つ*か*つ*た*の*こ*せ*る*終*身*保*険

5年ごと利差配当付利率変動型一時払定期支払金付終身保険

明治安田生命保険相互会社（執行役社長 根岸 秋男）は、2014年12月1日から、一時払終身保険商品である**5年ごと利差配当付利率変動型一時払定期支払金付終身保険「つかったのこせる終身保険」**の販売を提携金融機関において開始します。

「つかったのこせる終身保険」は、「定期支払金」をご契約の1年経過後から一定期間毎年お受け取りいただくとともに、万一の死亡保障を生涯にわたってご準備いただける一時払終身保険です。

「つかったのこせる終身保険」の主な特徴

特徴1. 自分のために「つかえる」

- ・ご契約の1年経過後から「定期支払金」を毎年お受け取りいただき、趣味や旅行等の資金として「つかう」ことができます。
- ・「定期支払金」をお受け取りいただく回数は、20回または15回です。
※お受け取りいただく回数は、契約日の被保険者の年齢により異なります。

特徴2. 家族のために「のこせる」

- ・万一の場合は、「死亡保険金」として家族のために「のこす」ことができます。
- ・「定期支払金」を受け取られた回数にかかわらず、「死亡保険金」は一時払保険料相当額以上となります。

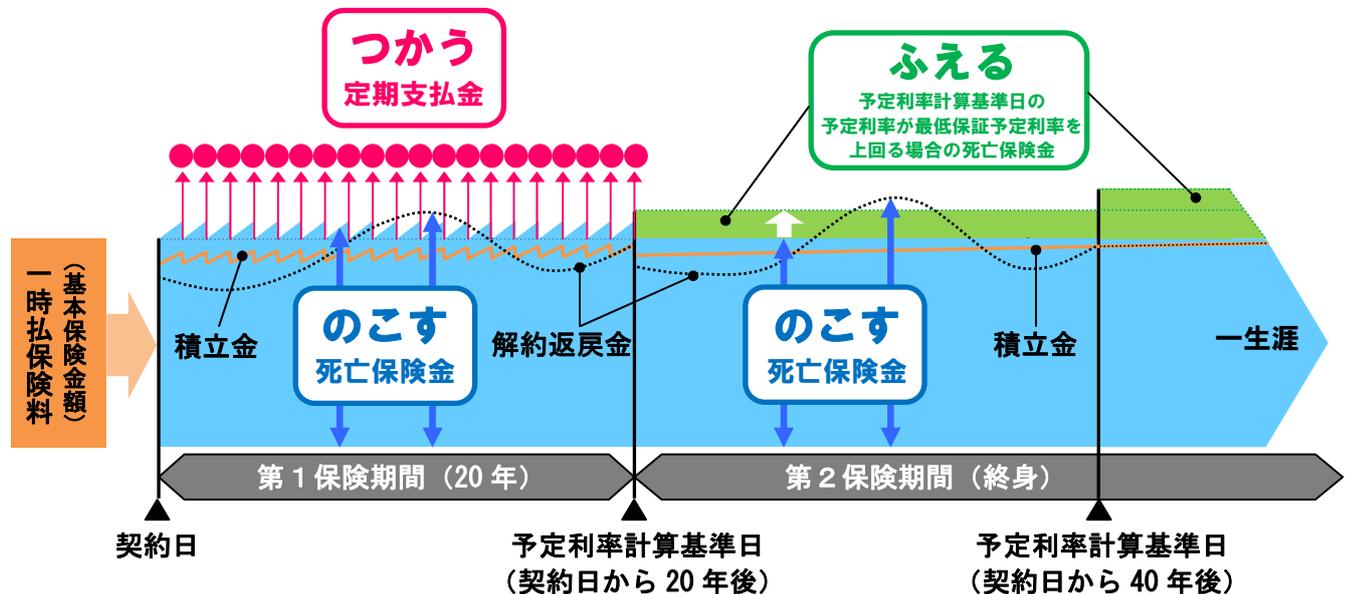
特徴3. 死亡保障が「ふえる」

- ・予定利率計算基準日における予定利率が最低保証予定利率を上回る場合は、「死亡保険金」が増加します。

「つかつてのこせる終身保険」の概要

(1) 仕組み図

(第1保険期間が20年の例)



(2) 特徴

- ・「定期支払金」を、ご契約の1年経過後から第1保険期間満了日の翌日まで、毎年の契約応当日に被保険者が生存されている場合にお受け取りいただけます。お受け取りいただく回数は、20回（契約年齢20歳～75歳）または15回（契約年齢76歳～85歳）です。
- ・「定期支払金」の額は、契約日の予定利率、被保険者の年齢および性別に応じて決まります。
- ・被保険者がお亡くなりになった場合、所定の「死亡保険金」をお支払いします（詳細は（3）保障内容をご覧ください）。なお、「定期支払金」を受け取られた回数にかかわらず、「死亡保険金」は一時払保険料相当額以上となります。
- ・予定利率計算基準日における予定利率が最低保証予定利率（年0.50%）を上回る場合は、「死亡保険金」が増加します。
- ・医師の診査や健康告知なしでお申込みいただけます。

この商品では、解約または減額等の際の解約返戻金額の算出にあたり、市場金利の情勢に応じた運用資産の価値の変動を解約返戻金額に反映させる市場価格調整を行いません。そのため、解約返戻金額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。

(3) 保障内容

種 類	支払事由	給付金額
定期支払金	被保険者が以下の日に生存しているとき 1. 第1保険期間中の年単位の契約応当日 2. 第1保険期間満了日の翌日	基本保険金額 × 定期支払率* ¹
死亡保険金	被保険者が第1保険期間中に死亡したとき	次のいずれか大きい金額 1. 「基本保険金額+定期支払金額×経過月数÷12」で計算される金額 2. 被保険者が死亡した日の返戻金額
	被保険者が第2保険期間中に死亡したとき	次のいずれか大きい金額 1. 基本保険金額に基づき計算される金額* ² 2. 被保険者が死亡した日の返戻金額

*¹ 「定期支払率」は、契約日の予定利率、被保険者の年齢および性別に応じて決まります。

*² 「基本保険金額に基づき計算される金額」は、契約日の予定利率、被保険者の年齢および性別に応じて決まり、予定利率計算基準日における予定利率が最低保証予定利率（年 0.50%）を上回る場合は増加します。

(4) 主なお取扱い

被保険者の契約年齢範囲	20歳～85歳（満年齢）* ³
基本保険金額 （一時払保険料）	契約年齢 20歳～59歳：300万円～1億円（10万円単位） 契約年齢 60歳～85歳：300万円～2億円（10万円単位）
告 知	告知は不要です
クーリング・オフ	クーリング・オフ制度の対象です

*³ 市場金利情勢によっては、お取扱いしない年齢・性別があります。

(5) 定期支払金のお支払い例

基本保険金額（一時払保険料）1,000万円、契約日の予定利率 年 1.10%の例

契約年齢	男 性	女 性
50歳	67,000円	73,000円
60歳	58,000円	63,000円
70歳	46,000円	55,000円

(6) 契約者にご負担いただく諸費用

	項目	費用
ご契約時	契約初期費用	ご契約の締結に必要な費用として、基本保険金額に対して契約年齢に応じた契約初期費用率（1.70%～4.50%）を乗じた額を、契約時に積立金から控除します。
ご契約後	保険契約関係費	ご契約の維持・管理等に必要な費用、定期支払金・死亡保険金にかかる費用および予定利率を最低保証するための費用を、積立金から毎年控除します。 ※こちらの費用は、契約年齢、性別、経過期間等によって異なるため表示しておりません。
年金支払期間中*4	保険契約関係費	年金支払管理に必要な費用として、年金開始日以後、年金年額に対して1.0%（この率は将来変更する可能性があります）を乗じた額を、毎年の年金支払日に積立金から控除します。

*4 「年金支払特約」および「年金移行特約（返戻金型）」を付加して年金をお受け取りいただく場合に限りです。

■本リリースにおける用語のご説明

基本保険金額	「定期支払金」および「死亡保険金」を支払う場合の基準となる金額で、一時払保険料と同額になります。
第1保険期間	契約日から起算した20年間（契約年齢20歳～75歳）または15年間（契約年齢76歳～85歳）をいいます。
第2保険期間	第1保険期間満了日の翌日から終身をいいます。
予定利率	毎月1日に当社が設定します。契約日および予定利率計算基準日における予定利率を、次の予定利率計算基準日の前日まで適用します。 ※一時払保険料が予定利率でそのまま複利運用されるものではありません。
予定利率計算基準日	契約日から20年ごと（契約年齢20歳～75歳）または15年ごと（契約年齢76歳～85歳）の年単位の契約応当日をいいます。

このニュースリリースは保険募集を目的としたものではありません。詳細につきましては「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）兼商品パンフレット」等をご覧ください。

以上